

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成 26 年 9 月
総 務 省

1 趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年 8 月 22 日公布、以下「地方税に係る税制抜本改革法」という。）による 2 段階目（平成 27 年 10 月から）の地方消費税税率の引上げ等に伴い、地方税法施行令等の規定の整備を行うもの。

※ 1 段階目は平成 26 年 4 月 1 日

2 主な改正内容

(1) 本則

- ・地方消費税の引上げに伴う中間申告書未提出事業者の中間申告額に係る規定の改正（令 35 条の 8）
- ・徴収取扱費基礎額、都道府県間清算・市町村交付に関する従来分（1%）、引上げ分に係る割合の改正（令 35 条の 17、35 条の 19、35 条の 21、令附則 6 条の 11）

(2) 附則

- ・旧消費税率が適用される経過措置対象課税仕入れ等の定義
- ・地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置（令 35 条の 17、令附則 6 条の 11）
- ・地方消費税の清算及び交付に関する経過措置（令 35 条の 19、35 条の 21）
- ・予算決算及び会計令の一部改正（剰余金の計算に関する地方交付税法定率の割合の改正）（予算決算及び会計令第 19 条）
- ・所得税法施行令、法人税法施行令の一部改正（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入、損金算入に関する地方消費税額相当の割合の改正）（所得税法施行令第 182 条の 2、法人税法施行令第 139 条の 4）

3 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日（一部平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

4 閣議日

平成 26 年 9 月 26 日（消費税法施行令の一部を改正する政令と同日）